

役員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワークの役員の報酬の支払いについて定めることを目的とする。

(定義等)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、代表・副代表及び監事をいう。

(報酬の支払い)

第3条

この団体の役員への報酬は、総会の決議にもとづき行われる。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員に対する報酬の支払い方法は、総会の決議にもとづき行われる。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、役員会の決議による。

附則

この規定は、2020年1月15日から施行する。 (2020年1月15日役員会議決議)